

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷一十第

## 論 說

植民地の財政政策に就きて(一)……………法學博士 山本美越乃

租税の限度に就きて(二)……………法學博士 神戸 正雄

勞賃の經濟的及び道德的性質(一)……………法學博士 田島 錦治

鎌倉時代の家族制度(六)……………文學博士 三浦 周行

## 時事問題

極東緩衝國建設の企圖……………法學博士 戸田 海市

所得税の改正を論ず……………法學博士 小川 郷太郎

北米合衆國の排外的海運政策と我海運……………法學士 小島昌太郎

## 雜 錄

所得税に就て武藤氏に答ふ……………法學士 汐見 三郎

米と社會政策(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

## 附 錄

本誌第一卷乃至第十卷論題索引……………法學士 本庄榮治郎

## 租税の限度に就きて(二)

神戸 正雄

緒言 (一)本研究の目的(A) 實際上の必要(B) 理論上の重要(C) 説述の順序

第一段 租税限度に關する数字的の標準(一) 總説(二) 漠然たる根據に依り数字的標準を指示する學說(A) 諸説(B) 批評(三) 確固たる根據に基きて数字的標準を指示する學說(A) 所得の半額を以て標準とするの説(一) 學說(二) 批評(三) 長所(四) 短所(B) 國際平均率を以て標準とするの説(一) 學說(二) 批評(三) 絕對減收點を以て標準とするの説(一) 學說(二) 批評(三) (以上本誌掲載)

第二段 租税限度に關する抽象的の標準 (一) 一般的標準(A) 其必要(B) 標準其もの(一) 採るを得ざるもの(二) 最實行し得べきもの(二) 特殊標準(A) 財産元本を侵蝕せざる程度たること(B) 尙更らに財産元本増加をも促すこと(一) 收入を有効に使用すること(二) 人民の智徳の精神力の進むこと(1) 自發(2) 教育(3) 租税の刺激(4) 政治の方法

結論(全文の要旨)

## 緒言

(一)A 租税は事實として各國に於て益々擴大の勢を示めず(註一)。特に今回の大戦争は交戦國の財政負擔を著しく膨脹して租税の高さを異常なるものたらしめた。國債破棄、資本税(實は財産元本の沒收)の賦課さへも問題をせらるゝに至つた。随つて租税が著しく高からざるを得ざることになつた。茲に於てか租税としては幾許まで取り得るかかの限度が問題ともなつた。幸にして日本は

少くとも此度の戦争の結果としては目下斯かる心配を有たぬが、併し何時同様の運命に陥らぬとも限らず、且又戦争に依らずとも、時世の變化に伴ふ國務随つて經費の増加もあつて、豫め之に應ずるの途を考慮するの必要がある。(B)且つ夫れ兎角税は低くても人々に喜ばれざるもので(註二)或は低くければ低い程良いなどいふ者もあるが、さうかといふて國家公共的の必要ある以上、さう低いことのみ望むことが出來ず、去りて無闇に取ることのみ計るのも愚なることであり(註三)凡そ何れ位までは取つても良いかといふことに就き理論上考究するのも無用でないといふこともあるから、敢て茲に租税限度のことを説明して見やうと思ふ。

(註一) Steinは曰く、年々歐羅巴にて抑はるゝ税額は單に舊時に比して遙かに二層高ののみならず断らず上りつゝあること。

(註二) フランクリンは、人民は無租税となるまでは、常に其政府に對し不満足に止まるべしといふたが、アンレヨンは之に賛成し附説して曰ふのに、多くの人は其自由よりも其貨幣を大事とする。彼等が政治上の自由を大事とするときに、此は彼等が此に於て彼等より其貨幣を恣意的に取られざることをの保證を見るが爲めのみである。

(註三) ナーフトルンクは政府が國民の力を一層大に緊張して、出來るだけ多く國民より取上ることのみ考ふことが、政府の屢々陥る所の缺點であるといふて居る。

(二) 説述の順序としては、先づ以て數字的に租税限度を指定する所の學説を列擧し批評し、然る後抽象的標準を指示するものを擧げて意見を明かにしやうと思ふ。

## 第一段 租税限度に關する數字的の標準

1) Stein, Lehrbuch. 5. Aufl. II-I. S. 538.  
2) Murhard, Theorie und Politik d. Besteuerung. S. 130.  
3) Murhard, ebenda. S. 106.

(一) 總説——由來租税限度につき數字的に標準を與へた例が多々ある。之を凡べて失敗に終つたものと見て排斥する人もある(註四)。如何にも其等がすべて完全に成功したとはいへないにせよ、中には多少見るべきものがないでもない(註五)。故に暫らく之を列擧して之に批評を加へやう。尤も之につきては國税地方税の合計について見るを要するの(註六)、地方税の方は一國內にても各地區々に亘るから計算面倒といふ困難がある。併し其は或國を全體として批判する場合には、地方税の分は其平均を土臺として計算する外ない。

(註四) シェフレーは國民所得の上に課税の正當なる要求の爲めの絶對の限界は數字的には引かすまいと、パリユーも所得と租税との間に必要なる距離は時と處とによりて種々なる原則にて定められなければならないといひ、エーベルヒも壓迫的には又は國民經濟上有害に感ぜらるゝことなしに、課税が如何なる高さに達すべきやの問題は一般には決せしめない。租税の許すべき高さを一般に所得の割合にて表すべき繰返して爲されたる試は無結果であつたといひ、ヘッケルも租税負擔が過重となり、個人經濟の上の壓迫が營利生活の積極的擾亂となる點が數字的には示さしめないといひ、フクナーも國費につき、全國費が全く一般に取られて又は一定國一定時に絶對に貨幣又は經濟財の額により又は國民所得の幾割として如何なる高さに達すべきやの原則は明かに定めしめない。之につき一定の數率又は國民所得の超ゆべからざる割合を確知すべき舊來の試は常に失敗した。此が國家の國民經濟に對する關係の正當なる有機的理解の代りに、誤りたる機械的及皮相的の理解に基づくといひ、ムルハルトも國富に於ける國家の分前は國富の度によりて純數學的に定めしめずといひ、ムルハルトに依ればシエンも課税すべき所得の割合は數字的に示すべからずといひ、マルクスも租税の大きさの規定の爲めにする積極的又は數字的に定められたる標準は決して許すべきものでないといふ。

(註五) ルロア・ボトリユーは曰く、租税と國民所得との割合は固より絶對の價值を有せずとも無用ではない。

- 4) Schäffle, Steuern. A. T. S. 92. Parieu, Traité des impôts. 2<sup>e</sup> éd. I. p. 88. Ebeberg, Fw. 9 Aufl. S. 177. Heckel, Lehrbuch. I. S. 160. Wagner, Fw. 2<sup>e</sup> Aufl. I. S. 72. Murhard, a. a. O. S. 110. 111. 126.
- 5) Leroy-Beaulieu, Traité de la science des finances. 5<sup>e</sup> éd I. p. 127.

(註八) エーベルヒは之につきいふて居る。屢々聞く所の租税壓迫に關する事情は國稅の壓迫する所の高さに其説明を見出さ  
ない。又は單に之のみに見出さないで、一大部は他の公共團體の目的の爲めの附加税によりて生ぜられたる公共税の累積に  
於て説明を見出す所である。

(二) 漠然たる根據に依り數字的標準を指示する學說——A) 由來古い處では漠然たる根據に依りて租  
税限度を數字的に示さうとした例は少くないが、其も勿論單純に絕對數にて示したのではない。  
何せかといへば國の大小、經濟力の大小によりて負擔すべき力に大なる相違があり得るからであ  
る。斯くて通例は收益又は所得の幾割といふ風に表はさるゝ。其で多少意味があることになる  
(註七)。尤も其示したる數字は色々である。或はい極端なるは我邦の實際として足利時代の八公二  
民の如きであるが、其は別とし(シユマルツは所得の百分四十までを決定するを得べしと爲し、  
は) ユスチは十八世紀の中頃に於て所得の三分一税を過重とし、四分一税を大、六分一税を中、一割  
一分乃至一割二分五厘税を小なる税といふて居り(註八)。に) ビーレフェルドは四分一税を普通の税  
といふて居り、(ほ) ペリツツは八分一、精々五分一税を至當とし、(へ) ホツクは國民の自由所得の百  
分の十五より多くを取る租税體系を餘り高きものと爲し、(と) ルロアポーリュエは所得の百分十二  
位を最高と爲し(註九)。ち) ビュツシユ及モンチオンは純所得の一割を推し、(り) フォックは獨逸の慣  
習及觀念に依れば一割税が既に頗る高きものであり、此最高率が多少恣意的ではあるが、古き傳  
説に依りて若干獨立の資格ありと爲し(註一〇)、(ぬ) エツガースは産業の普通の活氣度の國では五分

6) Eheberg, a. a. O. S. 177.  
7) 明治財政史、第五卷 27.  
8) Murhard, a. a. O. S. 110.  
9) Murhard, a. a. O. S. 110.  
10) Murhard, a. a. O. S. 110.  
11) Wagner, a. a. O. I. S. 72.  
12) Murhard, a. a. O. S. 110.

乃至六分を最安全といふて居る。<sup>13)</sup>

(註七) スタインは、國民經濟的又は相對的の高さより初めて租税の高さにつきての租税政策上の原則が生ずる。本來其自身

に高き税もなければ、低い税もない。大な税額も所得によつては低い税額たることあるべく、小な税額も高い税額たることあるべしといふて居り、ムルハルトも國税及國家負擔の大き又は制限は貧富、廉價高價と齊しく單なる相對的の意義に屬する。國家が多く消費するや少く消費するや、國民が此税に依りて壓迫されるや壓迫されざるやは、支出又は收入豫算が決する所の數の大きに係らないで、むしろ此額と國民の當時の財産との間に存する割合に係るといふて居る。<sup>14)</sup>

(註八) 本文はロシアに依る。ムルハルトに依ると、ユスチは更に一步を進めて、少くとも國民所得の六分の一が税として取られないときは、國民幸福の爲めに不利であるといふ奇説を吐いて居る。<sup>15)</sup>

(註九) ホーリミーは詳しくは下の如くにいふて居る。曰く、吾人は人が經驗上租税の爲めに或最大限と或最小限とを定めを得と思ふ。此が固より概算に外ならない。國、州及び市町村の税の全體が個人の所得の百分の五乃至六を超えないときは、吾人は此税を頗る軽いものと考ふる。そして此割合は公債の輕く且つ侵略主義政治の行はれない國では正常なるべきものである。此が人民の所得の百分の十乃至十二を超えないときは重けれども尙ほ堪ゆべきものである。百分十二乃至十三以上は法外なる割合である。其國が斯かる税額をも堪ゆることを得るであらう。併し其によりて確かに國富の増進が後れ、産業の自由及人民の自由が租税の錯雜及高いことに必然伴ふ所の面倒と暗昧とによりて脅かされ且つ制限せられることとなる。<sup>17)</sup>

(註一〇) 彼は更に語を續けていふのに、此一割税は既に猶本人の税率で、此例に従つて中世の寺院の要求が行はれた。尤も此は猶本人の十分一税が國家と寺院との税を含んだことを無視したと。<sup>18)</sup>

(B) 右の諸説は孰れも理論上斯くならざるべからざる確固たる根據あつて定まつたのではなく、むしろ其れ／＼に當時の實例を参照して、之より感情的に此れ位は堪え易し、此れ以上は堪え難しと見たのに止まる。隨ふて此の如き標準は事情が變化すれば勢ひ數字を變更しなくてはならぬ

13) Murhard, a. a. O. S. 169.  
 14) Stein, a. a. O. S. 538. 539. Murhard, a. a. O. S. 103.  
 15) Roscher, a. a. O. S. 190.  
 16) Murhard, a. a. O. S. 110.  
 17) Leroy-Beaulieu, l. c. p. 127-8.  
 18) Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 189-190.

ことであり、之を以て如何なる時如何なる處にも適用することは出来ない。例之同一税でも其收入にて國家の使消する方法如何に依りては、人民に於て堪え易くもなり、堪え難くもなる。又人民の對國家道義心の進むと否と、彼等の勤勉努力の念の進むと否と、税制の公平と否と、適實と否と、國務の公平と否と等によりても、人々の堪える度合に相違を生ずる。故に斯がる數字的标准は明快ではある。其ういふ長所は有つが、必ずしも信據するに足らずといふ缺點を避くるを得ぬ。

(三) 確固たる根據に基きて數字的標準を指示する學說

(A) 所得の半額を以て標準とするの說——(い) 此は伊太利のマツツォラの說であつて、人民の營利行動には凡べて間接に國家の貢獻があるから、其結果たる所得は之を折半して其半分は租税として給付するも可である。此半分までは取つても良いといふのである(註一)。 (ろ) 此說には如何にも或確なる根據がある。理論上或眞理を有つ。私も各人は其營利行動につき國家公共の共力を認め、隨ふて各人の所得の半分は之を國家公共に給付すべきものと思ふ。元來社會生活に於て營利を爲す者が其結果を自己一人のものと思ふのが間違であつて、斯の如く共力を基礎として分配することは正當であり、斯かる考の普及することは社會生活を圓滿ならしむる所以ともなる。そして何故に半分といふかといへば、此は二の力の共同に成るといふて、而かも其双方の力の割合の

指示し難き以上は、對等平分と見るより外なしとの趣旨に出づる。併し(2)此説の實行には若干の困難がある。其は此説の解釋の仕様によりては、各人の所得の半分は必ず税として取らなければならぬとも取れる。然るときは國家にて確固たる必要もなきに無用なる税を取るようになる恐があり、又場合により例之大戦争の如き場合には所得の半分と限定されては困る。半分以上取れぬとなつては困るといふこともある。尤も此等の非難は夫の半分の所得といふのを最高限と爲し且つ之を正常時の標準と爲せば免るゝを得る。併し更に今一の非難は實際之を破ることが出来悪い即ち富者の處では所得の半分出しても堪えられないことではないが、貧民の處で所得の半分も取ることが到底彼等の生存を危うしなければならなくなる(註二二)。随ふて此點からして實行難といふことになる。加之富者につきては戦時非常のときでなくして尙且つ所得の半分も取ることが、少くとも今日の實際に於て故障なく行ひ得るやに疑がある。何れにせよ此説は理想としては敬重すべきものがあるが、併し實行すべき標準としては疑問に屬する。

(註二一) マツツオラの説を今少し詳しく紹介する。下の如くである。曰く、國家は其給付に依りて直接欲望を満足しない。併作ら唯だ個人欲望の満足が可能とし且つ之を與へ隨て彼の供する財は間接なるものである。併し恰も此財によりて直接財即ち欲望満足の爲めの方便の享樂が可能なるの故に、此直接財は前の間接財なくては無値であり、隨つて二の財の價值は同一でなくてはならぬ。此よりして國民が必要の場合に於て、其所得の他半を享樂する爲めに、其一半を渡さなくてはならぬ。19) 餘り多くを要求したものでないといふことになる。



(註二) フォックケも之を評して、此が小なる所得には不可能なる標準となるであらうといふて居る。<sup>20)</sup>

(B) 國際平均率を以て標準とするの説——(i) 此説は私が拙著租稅通論に發表した説で、要するに各國の租稅負擔を見、其の國民所得に對する租稅(全體として又は各稅として)の割合を調べて、其平均率を超えざらんことを計るべしといふのである。其理由は國際競争場裡に活動する國民としては他國よりも過重なる稅を有つことは、其國の地位を危うくするといふに在る。而して之を見るにつきて單純なる數字に依らず、各國の政治、財政、經濟及道義狀態をも斟酌すべきことを注意した所である。(ii) 私は租稅限度の數字的標準としては、今も尙ほ之を穩當と思つて居る。勿論其意味は必ず此平均率だけ取るといふのでなく、取る必要あれば此迄は取つても良いといふに止まる。又此は一の正常時の標準であつて、非常の場合に之を超ゆるは毫も妨げない。又全體の稅につきても各稅につきても之を認むることを得るが、各稅の場合には、全稅につきていふ程力強くない、即ち此標準はむしろ全體の稅から見たもので、各稅からいふと一國の稅が平均率を超えても他稅の輕いので埋合せを得るといふことがあり得る。尙又此數字的標準のみに依らず、特に次の第二段でいふが如き標準を併せ考慮することもが一層適切である。前の(三)(A)説の如きであると、各人の所得の半分は當然政府に出すべきものといふ確固たる數字が示され、不可動的のものとなるが、此國際平均率に依る場合には、さう不可動のものでないから、同一率にても負擔に難易を

20) Vocke, a. a. O. S. 192.

21) 租稅通論 171-2.

生ずる動機を考慮することが適當といふことになる。それから今一つ注意を要することは、精密にいふことは六つかしいけれども、箇人にても貧乏人と富者とでは所得の一定割を取ることに依りて生ずる苦痛の度合が異なるのと均しく、富國と貧國とでは負擔の度合が異り、隨ふて特に貧國では平均率よりも少し低い處に標準を置くことが至當といふこともある。富國だからといふて平均率よりも高い處に標準を置くには及ばなからうけれども。

(C) 絶對減收點を以て標準とするの説——(い) 凡て各箇の税について増率に伴ふて収入の漸減するを免れないが、遂に或點に達すると其先きは相對的のみならず絶對的にも収入が減退する。其點以上には増率すべからずといふ見方がある。(註一三。)(ろ) 此は確かにある。勿論其は絶對的の限度であつて、理性ある財政當局者ならば凡て之を守るであらう。たゞ併し實際には此の如き點近くまで税を取り盡すことは通例は起らない。一の注意すべき標準ではあるが、實際の適用は少い

(註一三) ロッシャーは之につき注意す。曰く、租税の過重負擔の凡ての特徴を早く注意することが最大の重要をもつ。例之、消費税が其高められたる税率にも拘らず、減少したる消費の爲めに以前よりも収入の減退した時の如く、又直接税に於て其収入が取れる見込なき滞納の増加の爲めに減退し、又は重税を課せられたる事業が明かに消失する時の如しと。アダムスも亦特に間接税につきて課税せらるゝ税率が最高収入率よりも大に以下なるべしといふて居る。<sup>22)</sup>